

【資料 3-3】

2005 年 5 月 13 日、
競争法委員会に提出

シンガポール競争法 34 条の禁止事項に関するガイドライン案に対する 日本船主協会コメント（要旨）

日本国籍を有する 104 の海運会社を会員とする全国的な海運事業者団体である日本船主協会は、シンガポール競争法委員会(CCS)に対し以下コメントを提出する。当協会主要メンバーの多くはシンガポール発着の国際定期船輸送に従事しており、シンガポール競争法の適用に際して直接の影響を受けるため、同法ガイドラインに関して重大な関心を有している。

- (1) ガイドライン案の定める競争法の適用除外の条件に関し、経済・社会的に実質的な利益をもたらす協定であれば、そのごく一部にいわゆる反競争的な側面を含んでいたとしても、これをもって適用除外の要件を満たさないと判断しないことを求める。また、適用除外制度を享受する側が証明責任を負う規定に関しては、証明を行う側が適用除外をサポートする合理的な証拠を示せば十分である旨の規定を盛り込むべきである。
- (2) シンガポール競争法の制定前から存在し、長期に亘り、かつ国際的にも受け入れられている協定には適用除外を認めるべきである。同競争法施行に伴い、既存の協定が突然制裁を課せられたり、適用除外の正当性に関する証明責任を負わされるべきではない。CCS には、海外の法制との衝突を回避する国際礼節が求められる。
- (3) 適用除外の取り消し基準を明確化し、報告提出の遅れなどによる微小な違反によって適用除外措置が取消されることのないようにすべきである。また、遡及的な適用除外取り消し命令を行わないことを明文化すべきである。
- (4) CCS に事前届出を行っている協定に関しては、その間は当局からの罰金を免除する規定（ガイドライン案に盛り込み済）に加え、第三者からの（損害賠償等の）訴訟も免除されるとの規定を盛り込むべき。

* 本コメントは、香港船主協会の要請により、当協会と香港船主協会の共同コメントとして提出。

以上